

南丹都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月

京都府

《目次》

1	都市計画の目標.....	1
2	区域区分の有無及び方針.....	3
3	土地利用の方針.....	4
4	都市施設の方針.....	9
5	市街地開発事業の方針.....	14
6	自然環境の整備又は保全に関する方針.....	16

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、京都府中部地域の中心的都市であり、京都大都市圏に隣接した利便性により、居住や産業拠点の好適地として市街地の形成が進み、都市が発展してきた。さらに、近年は京都府の骨格的な交通軸となる京都縦貫自動車道の全線開通やJ R山陰本線の京都～園部間の複線化の完了など、広域交通網の整備や都市基盤の改善により、京阪神大都市圏や府北部地域との連携の強化とともに、都市機能の集積や拠点機能の一層の高度化が図られてきている。また、京都大都市圏に隣接しながら豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然とのふれあいや固有の文化的機能を持つ田園都市であり、こうした立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、安心・安全な暮らしを確保し、広域交通網、豊かな自然を活かした産業・文化の交流を促進するため、農業的土地利用との整合を図りつつ計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ①子育て世代、高齢者等のだれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり
- ②中心市街地に公的な役割を担う施設が集積し、賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完・連携する効率性・利便性の高い都市づくり
- ③公共交通等により中心市街地と生活拠点がネットワーク化され、誰もが活動しやすい都市づくり
- ④ICT等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり
- ⑤災害に強くしなやかで安全な都市づくり
- ⑥広域交通網、学術研究施設、産業の集積を活かし、交流連帯によってイノベーションが進展することで、地域経済が持続的に成長・発展する都市づくり
- ⑦地域特性を活かした個性的な魅力により、活発な交流が創り出される都市づくり
- ⑧自然、地域文化を反映した良好な景観が保全、形成されている質の高い都市づくり
- ⑨だれもが生まれ育った地域に住み続けられる魅力ある都市づくり
- ⑩住民、民間、行政等が連携・協働し、魅力ある地域社会を実現する都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、中部地域の中核拠点となる都市であり、府の骨格的な広域連携軸に沿って、業務・商業・文化等の都市的サービス機能、居住機能及び産業拠点機能が整い、京都大都市圏と連携して活発な都市活動が行われている。市街地エリアは、都市計画区域として一体的な形成ではなく、主にJ R山陰本線及び国道9号沿道を中心に亀岡市並びに南丹市八木町及び園部町のそれぞれに市街地が形成されている。これらの市街地においては、それぞれに生活サービス機能を持ちつつ、業務・商業・福祉・教育等の都市的サービス機能については、広域的な機能分担がおこなわれている。こうしたことから都市計画区域全体として一体的な都

市活動を営めるよう各市街地の一層の連携強化が期待されている。一方、市街地周辺及び桂川北側には景観的にも優れた農地や集落地域が広がり、豊かな自然環境と歴史的な文化資源を持ち、大都市圏にはない自然環境とのふれあいや固有の文化を持つ都市であり、引き続き良好な環境の保全が必要である。本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおり定める。

◆豊かな自然等の大都市にない魅力的な地域特性を活かした誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市

豊かな自然環境や市街地周辺部の美しい田園景観を保全し、大都市にない魅力的な居住環境を形成するとともに、都市と農村との交流を推進し、地域住民と共に実現していく豊かな生活環境を整える。

また、鉄道の利便性向上を活かし、駅周辺地域の整備を進め、公共交通機関の利用を促進することにより都市機能を増進し、さらに、隣接する大都市圏も含めた地域の交流・連携を強化することで、効率性、利便性が高く、誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市を目指す。

◆災害に強くしなやかで安全な都市

桂川改修、老朽化する既存施設の維持管理等のハード対策、土地利用規制、防災教育等のソフト対策を組み合わせることによって、近年頻発している水害、土砂災害や、発生が懸念されている東南海・南海地震等の大規模災害から、府民や来訪者の生命、財産を守り、都市の重要な機能が致命的な損害を受けず、被害を最小限に抑え、迅速な復旧が可能な災害に強くしなやかな都市を目指す。

◆豊かな歴史・文化・自然、レクリエーションと広域交通網を活かした産業拠点が調和した交流都市

亀山城跡・園部城跡・大堰川に代表される豊かな歴史・文化や、森や里山等の自然といった地域資源を最大限に活かしたまちづくりを推進し、個性的で魅力的な中心市街地の再生・創造と、スポーツ施設の整備や「森の京都」づくりの推進等による観光・レクリエーション等の交流機能の向上を図る。

また、京都縦貫自動車道等の広域交通網や計画的な市街地整備等を活かして、都市機能の集積や高度化を図り、大都市圏に隣接する立地特性を活かした広域的な連携や交流を一層促進し、産業・文化交流都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後は人口等の増加は予想されないものの、更に市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口	107.3千人	おおむね98.2千人
市街化区域内人口	80.1千人	おおむね76.8千人

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成22年	平成37年
生産規模	工業出荷額	2,574億円	3,224億円
	卸小売販売額	1,608億円	1,631億円
就業構造	第1次産業	2.9千人 (6.1%)	0.8千人 (1.9%)
	第2次産業	13.0千人 (27.2%)	10.2千人 (24.7%)
	第3次産業	32.0千人 (66.7%)	30.3千人 (73.4%)

③ 市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成37年
市街化区域面積	1,645 h a

*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

官公庁施設は、各市の庁舎及びJ R園部駅を中心に集積しており、今後もこれらの区域を中心に業務地を形成し、機能の向上を図る。また、J R亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺にかけての一带を本区域における中心業務地とし、高度利用を推進しつつ官公庁施設及び一般業務施設の集積を図る。

②商業地

J R亀岡駅周辺地区を中心商業地として位置づけ、広域商業機能の充実を図る。その他、J R山陰本線の馬堀駅、並河駅、千代川駅、八木駅の各周辺地区や南つつじヶ丘近隣センター地区、篠町野条馬場地区、大井町南部地区、園部町本町及びその周辺地区の各地区に、各圏域の日常的需要に対応した商業地の形成を図る。

③工業地

工業地は、国道9号沿道の大井地区、大井町南部地区、篠町篠地区、篠I.C.周辺地区、千代川地区、J R園部駅周辺地区、横田地区、京都新光悦村地区、内林町地区、八木鳴地区及びJ R吉富駅東地区のほか余部地区並びに北古世地区等に配置を図る。

これらの地区は、京都縦貫自動車道の各インターチェンジに隣・近接する好条件も有しており、道路等の産業基盤の一層の充実とともに公害の防止を図りながら、優良な工業地の整備を推進する。

④住宅地

既成市街地においては、公共施設の整備、住工混在地区の解消、木造建築物密集地区の不燃化等を進めることにより良好な住宅地の形成を図る。

現在市街化が進行しつつある篠地区、篠町篠牧田地区、南つつじヶ丘地区、大井地区（国道9号以西）、千代川地区、曾我部町寺地区、横田地区、小山東町平成台地区、小山西町地区、内林町地区等や新たに開発する大井町南部地区、亀岡駅北地区、南広瀬地区、大藪地区、本郷地区、垣内地区（J R山陰本線以西）及びJ R吉富駅西地区等については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

区域 用途	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	J R 亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区、南丹市役所周辺地区、J R 園部駅周辺地区	
商業地	J R 亀岡駅周辺、馬堀駅及び八木駅周辺地区、園部町本町及びその周辺地区	J R 並河駅、千代川駅各周辺地区 南つつじヶ丘近隣センター地区、大井町南部地区
工業地		篠町篠地区、篠I.C.周辺地区、北古世地区、余部地区、大井地区、大井町南部地区、千代川地区、J R 園部駅周辺地区、横田地区、京都新光悦村地区、内林町地区、八木嶋地区、J R 吉富駅東地区
住宅地		篠地区、篠町篠牧田地区、南つつじヶ丘地区、大井地区、大井町南部地区、亀岡駅北地区、千代川地区、曾我部町寺地区、小山東町平成台地区、小山西町地区、上木崎町地区、横田地区、内林町地区、本郷地区、垣内地区、南広瀬地区、大藪地区、J R 吉富駅西地区

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	J R 亀岡駅周辺（J R 山陰本線以南）、亀岡市役所周辺、西つつじヶ丘、東つつじヶ丘、南丹市役所周辺	商業・業務地として高度利用を図るべき区域を含む住区が多いため、既存コミュニティの保全に配慮しながら、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業により幹線道路や駅前広場等の根幹施設と生活道路や公園等のコミュニティ施設の総合的な整備を図る。 特に、木造住宅等の密集した住区については、公共施設の整備を推進し、居住環境の改善、耐震性・耐火性などの防災性の向上を図る。 また、低層低密度住宅地として良好な住環境が保たれている区域については、地区計画等の活用によりその保全を図る。
市進街行化地域		篠町、南つつじヶ丘、千代川町、大井町、曾我部町寺、小山東町平成台、内林町、横田	適切なコミュニティの形成に配慮しながら土地区画整理事業等の面的整備事業により、公共施設の先行的整備を進める。併せて、地区計画等を活用し、建築物の適切な規制・誘導を行う。
新市街地		亀岡駅北、本郷、垣内、南広瀬、大藪、J R 吉富駅西	適切なコミュニティの形成に配慮しながら土地区画整理事業等の面的整備事業により、公共施設の先行的整備を進める。併せて、地区計画等を活用し、建築物の適切な規制・誘導を行う。 また、市街地整序型の地区計画等により良好な市街地の形成を誘導する。

（４）特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①都市再構築に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かし、中心市街地に賑わいと活力基盤を形成するとともに、周辺地域とのネットワークによって、必要な都市機能を相互に補完・連携を推進することで、誰もが暮らしやすく、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」等に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

J R 亀岡駅周辺地区、園部町本町地区、J R 八木駅周辺地区等の商業・業務地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図る。

③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基

づいて用途の転換を図る。特に、JR 亀岡駅周辺地区及び JR 亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区については、本区域の中心的な商業・業務地として都市機能の集積を促進する上で詳細な土地利用計画を基に建築物の誘導を図る。都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区等においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

木造建物の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、耐震性・耐火性などの防災性の改善を図る。特に、老朽化が進む公共賃貸住宅の計画的な建替を積極的に推進する。

防犯機能の向上の観点から、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

亀山城跡・園部城跡等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、これらの保全を検討する。また、区域を貫流する桂川を含む緑地については、緑の軸として引き続き自然環境の保全を図る。

⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域内の各河川沿岸の農用地及び亀岡市篠町篠、王子地域（国道9号以北）等の農用地については、今後とも優良農地として保全を図る。また、農業基盤整備の推進を図る。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川沿岸低地部の農地等は、防災上の観点から、河川改修の進捗を踏まえつつ保全する。

また亀岡市南部丘陵地一帯は、保水機能を有する緑地として、防災的見地からその保全を図るものとする。

さらに、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の自然景観を代表する溪谷美を持つ保津峡自然公園をはじめとした桂川沿岸の

緑地並びに丹波国分寺跡、国分尼寺跡の所在する亀岡市川東地区、亀岡盆地を取り巻く山並み、安行山、八木町城山及び筏森山等の各地域で古くから住民に親しまれてきた緑地空間や史跡周辺の環境を積極的に保全する。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

京都縦貫自動車道篠インターチェンジ周辺の地域については、周辺の工業地としての整備動向を踏まえつつ、農林漁業等との調整を図った上で、工業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、JR山陰本線の複線化や京都縦貫自動車道の全線開通に伴い、鉄道沿線地域やインターチェンジ周辺地域の建築活動の動向等を踏まえて、農林漁業との調整や周辺環境との調和に配慮した適切な土地利用を検討する。

その他、各市による地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

⑤既存集落の活力維持、回復に関する方針

既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている既存集落においては、農林漁業との調整・連携を図り、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

広域交通網を活かした自立する都市及び公共交通機関の利便性を活かした都市を目指し、京都縦貫自動車道の利用により京阪神都市圏との交流を図り、中心市街地の活性化を図るとともに、幹線道路等や交通結節点であるJRの駅前広場や駅へのアクセス道路等の整備を進める。美しい田園景観のある都市を目指して、観光拠点へのアクセス道路等の整備や鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、人口減少などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

なお、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、
現況（平成22年）整備率 約38%であるが、平成37年には、約61%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
整備率	約38%	約61%

③整備方針

ア 道路

幹線道路等としては、国道9号、国道372号、国道423号、国道477号、（府）亀岡園部線、（都）馬堀停車場篠線、（都）並河亀岡停車場線等の整備を図る。

交通結節点である駅前広場については、JR山陰本線において、亀岡駅、千代川駅、八木駅、吉富駅、園部駅の各駅で整備を図る。

イ 鉄道

輸送力の増強、利便性の向上をめざし、JR山陰本線（園部以北）について複線化の促進を図る。

ウ 交通需要管理

増大する交通需要に対して、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存の交通施設の有効活用が必要である。そのため、交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要の管理を充実させ、バス等の中量輸送交通機関の利用促進を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
街路事業 又は 道路事業	国道9号、国道372号、国道423号、国道477号 (府) 亀岡園部線、(府) 宮前千歳線、(府) 郷ノ口余部線、(府) 茨木亀岡線、(府) 枚方亀岡線、(都) 馬堀停車場篠線、(都) 八木西線、(都) 八木大藪線、(都) 内環状線、(都) 美園栄町線、(都) 工場団地線、(都) 上本町佛大線、(都) 並河亀岡停車場線、(都) 上本町線、(都) 八木駅西口駅前線、(都) 並河運動公園線、(都) 亀岡駅北線、(都) 駅北余部線

※(都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
J R 山陰本線	園部以北の複線化

ウ 駅前広場

箇所名
J R 亀岡駅北、J R 千代川駅東、J R 八木駅東西、J R 吉富駅西、J R 園部駅東

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除を図る観点から、各市の単独下水道計画に基づき下水道の整備を図る。また、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図る。

さらには、効率的な污水处理施設の整備・運営管理の観点から、最適な整備手法の選定や、施設統合を推進する。

②整備水準の目標

各市の単独公共下水道事業を推進し、計画区域内の整備完了を図るとともに、雨水対策事業を推進し、浸水区域の解消に努める。

また、終末処理場においては、高度処理により公共用水域の水質保全に努めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・改築を行う。

污水处理に係る整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
普及率	97%	100%

※普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

雨水対策に係る整備目標

	平成22年実績	平成37年整備目標
都市浸水対策達成率	12%	26%

*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

③整備方針

各市の単独公共下水道の計画処理区域内における汚水処理施設の早期整備完了を旨とし、雨水対策事業を推進する。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業	亀岡市 南丹市	亀岡処理区 南丹処理区
下水道 (雨水)	公共下水道事業	亀岡市 南丹市	犬飼川左岸排水区他 園部川第9排水区他

(3) 河川

①基本方針

災害に強い地域づくりの一環として、既成市街地の浸水防除を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

本区域は一級水系淀川の流域にあるが、当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ総合的な治水対策を進める。また、併せて河川環境の整備と保全を図る

③整備方針

本区域は一級河川桂川が地区の中心を流下しており、地区内の各河川は桂川に流入している。市街地は桂川の右岸を中心に形成されており、桂川左岸は農業的土地利用が主となっている。南部地域は、桂川の氾濫域となっており、また多くの支川が桂川に流入しており市街地の浸水被害の防止のため、桂川の河道掘削、築堤、引堤等、河積の拡大を図る。また、千々川、雑水川、東所川等の各支川の改修を推進する。北部地域は、桂川の支川園

部川の流域に市街地が形成されており、桂川の改修を促進するとともに、園部川等の都市内河川の改修を図る。併せて、環境に配慮した河川改修や河畔林を都市景観上のランドマークとしていかすこと等により、河川が持つ都市環境形成の機能の充実を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所
河川	河川改修事業	一級河川 桂川、千々川、雑水川、犬飼川、七谷川、東所川、園部川、本梅川

（４）その他の都市施設

①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

発生抑制を前提とした、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民や事業者との連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設整備を、適正配置や道路状況等を総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

②整備方針

ア ごみ処理施設

現在ある3箇所の清掃工場について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、安心・安全な施設運営を図る。

イ 教育施設

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性の検討を行うとともに、広域的視点にたった高等教育の充実を図る。

ウ 病院

京都中部圏域の医療機能を確保するため、公立病院等を拡張・整備する。

エ その他の中核的施設

人口の推移に応じ、かつ、環境負荷の少ないし尿処理能力の拡充又は維持を図る。また、火葬場についても現有施設の処理能力の維持及び能力の拡充に努めながら新たな火葬場の建設を図る。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 病院：南丹市において公立南丹病院の拡張整備を促進する。

イ その他の中核的施設：各市において火葬場の新設を推進する。

ウ スポーツ施設：亀岡市に専用球技場（京都スタジアム（仮称））を整備する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、昭和40年代からの住宅地の急激な開発は沈静化したものの、宅地事情の変化や交通基盤施設の整備に伴い、京阪神地域からの住宅地開発の圧力は依然として高く、JR山陰本線の京都～園部間の全線複線化により、ますます、都市化が進行し、開発圧力も強まることから、計画的かつ先行的な公共施設の整備を図るとともに、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、無秩序な市街化の防止に努める。

特に、鉄道駅周辺について交通結節点としての機能強化を図るとともに、市街地の特性や公共施設の整備状況に応じた的確な施策を展開する。既成市街地においては、市街地再開発事業等の面的整備事業により防災性の高い、安心・安全な市街地への更新を促進する。新市街地においても、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の供給を推進する中で区域全体として、それぞれの市に合った個性的なまちづくりを推進する。

また、市街化区域内の農地や低・未利用地等についても、土地区画整理事業等の面的整備事業の手法や地区計画等を活用した土地の有効・高度利用により良好な住宅地や産業集積地の形成を誘導し、保全すべき農地については、生産緑地地区制度を活用し、都市内の貴重な緑とオープンスペースとして確保する。

(2) 整備方針

①市街化進行地域・新市街地

既成市街地の周辺でまとまった未利用地等を残し、公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するほか、既に計画的な市街地整備が進行中の区域とともに、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。新規に市街化区域に編入する地区を含めて、JR山陰本線の複線化や京都縦貫自動車道の開通による交通利便性の向上等により、今後新たに市街化が予想される区域については、既成市街地における整備状況と相まって、その需要動向に応じて、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するとともに、地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を図り、周辺地域との調和や防災及び環境保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を進める。

②既成市街地

JR亀岡駅周辺地区（JR山陰本線以南）、園部町本町地区、JR八木駅周辺地区（JR山陰本線以東）等の商業・業務地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図るとともに、木造建物の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、防災性の改善を図り安心で安全なまちづくりを推進する。

さらに、幹線道路等の都市基盤施設の整備が進捗した区域については、適正な土地利用計画に基づいて用途の転換を図る。特に、JR亀岡駅周辺地区及びJR亀岡駅周辺から亀岡市役所周辺に至る地区等については、本区域の中心的な商業・業務地として都市機能の集積を促進する上で詳細な土地利用計画の基に建築物の誘導を図る。

また、既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	大井町南部地区、曾我部町寺地区、亀岡駅北地区、千代川町高野林・小林地区、篠町篠地区（企業団地）、篠I.C.周辺地区、内林町地区、園部町本町地区、南広瀬・大藪・八木嶋地区、吉富駅西地区、八木駅西地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいのあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「都市近郊のスポーツ・レクリエーションゾーンの形成とみどり豊かな住環境の創出」を目指して水とみどりの施策を推進する。

① 緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成37年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約260ha	約16%	約12,700ha	約57%

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成22年実績	平成37年整備目標
都市計画区域人口	19.2㎡/人	27.0㎡/人
1人当たり整備面積	(9.3㎡/人)	(16.2㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備す

る。

○自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。

○近畿自然歩道等の自然歩道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

○うるおいのある風景を形成する森林や河川等、水とみどりの自然景観を保全する。

○市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

○鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

○都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

○公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等私有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

○水とみどりの骨格となる森林や河川等、多様な自然環境の保全を図る。

○貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

○市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

○市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

○森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

○地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

○公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等私有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

○市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

○市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

○高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

○指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

○溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

○美林、竹林等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。

○峠の風景、歌や物語に登場する風景等、京都らしい水とみどりの風景を保全するととも

に、歴史や文化に親しめる空間として整備する。

○新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する
- ・自然環境、自然景観を保全する
- ・都市の緑化を推進する
- ・水と緑のネットワークを形成する

①公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配 置 方 針 の 概 要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約1haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約5haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約7haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	京都・亀岡保津川公園等において、約14haの整備を図る。
	運動公園	亀岡運動公園等において、約1haの整備を図る。
緑地		大堰川沿い、八木駅西地区等において、約9haの整備保全を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

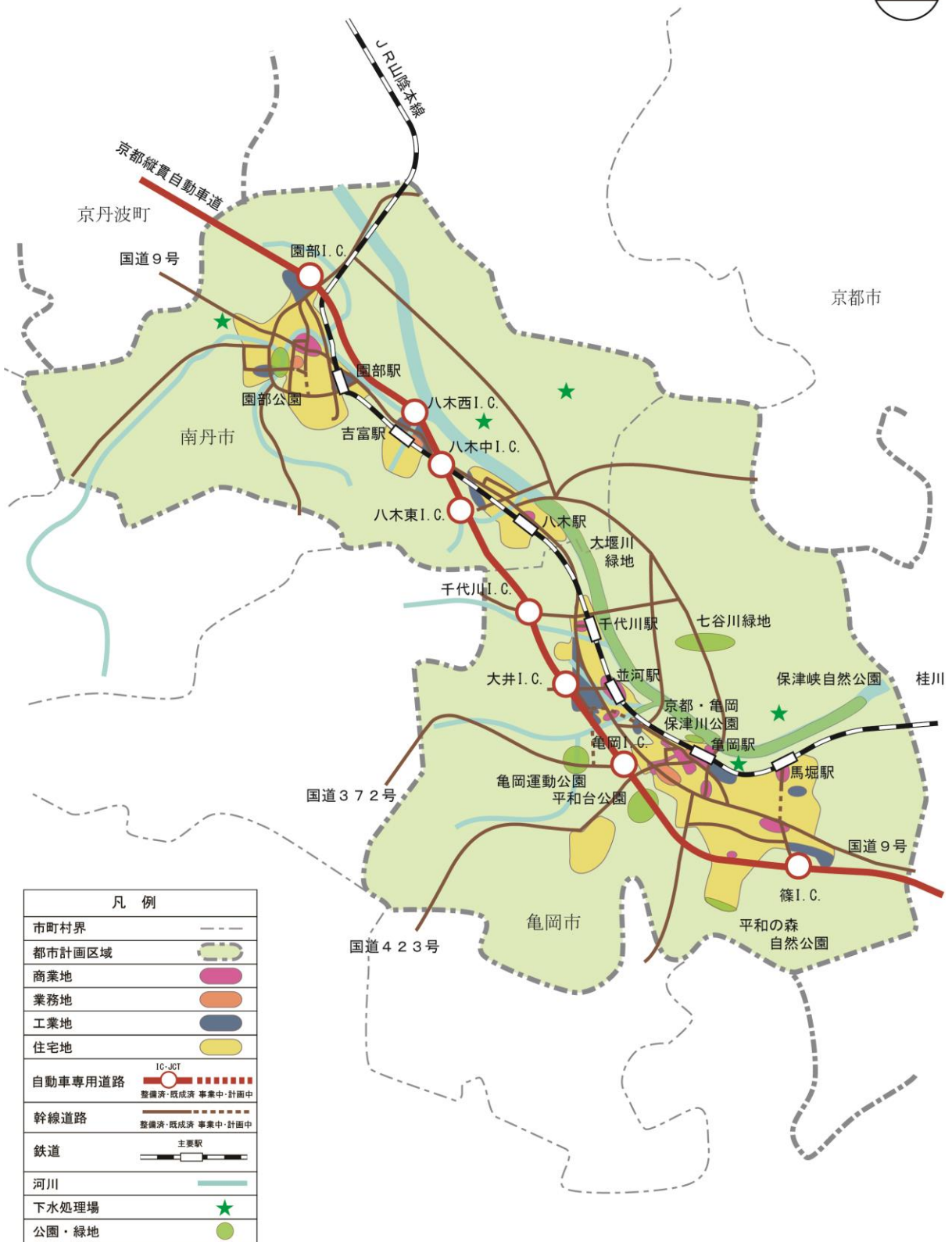
地 区 の 種 別	指 定 方 針 の 概 要
自然公園	桂川下流の保津峡は府立保津峡自然公園に指定されている。今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。
その他	市街地の環境形成及び都市景観形成上重要な緑地である天神山一帯の樹林地等において、自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別		名 称 等
施設緑地	住区基幹公園	八木西1号公園、吉富1号公園 等
	都市基幹公園	京都・亀岡保津川公園 等
地域制 緑地	緑地保全配慮地区	天神山緑地保全配慮地区 等
その他公園・緑地		吉富駅西地区 等

— 付 図 —



凡 例	
市町村界	---
都市計画区域	---(緑色)---
商業地	■(ピンク)
業務地	■(オレンジ)
工業地	■(青)
住宅地	■(黄)
自動車専用道路	IC-JCT 整備済・既成済 事業中・計画中 (赤線)
幹線道路	整備済・既成済 事業中・計画中 (茶色線)
鉄道	主要駅 (黒線)
河川	—(水色)—
下水処理場	★(緑)
公園・緑地	●(緑)